

令和3年度(2021年度)金沢大学法科大学院 入学試験問題

【B日程】法律専門科目試験

憲法 出題の意図

問題1

本問は、最一小判平成22年7月22日判時2087号26頁(白山比咩神社事件)を素材として、事案を新たに設定し直した問題である。本問では、まず、政教分離原則に関する適用条文として、本件では憲法20条1項、3項及び89条前段のいずれを用いるかについて論じることが求められる。その上で、本件では、市長が教会の設立式に際して、公用車を用いて来賓として出席し祝辞を述べた行為が、市長としての社会的儀礼の範囲を超え、特定の宗教に対する援助・助長・促進に当たるかどうかを、最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁(津地鎮祭事件)等における、目的効果基準又は他の学説上の判断枠組に基づき、事例への具体的な当てはめによって論証することが必要である。

なお、政教分離原則違反の判断枠組みとしては、最高裁は上記の目的効果基準以外に、最大判平成22年1月20日民集64巻1号1頁(空知太神社事件)では、いわゆる総合考慮型基準が用いられているが、同判決の藤田宙靖裁判官補足意見が指摘するところに従えば、本件のように世俗性と宗教性が明確に同居していると評価されうる行為については、判断枠組みとして目的効果基準を用いる方が望ましいであろう。

問題2

統治行為論においては、国家統治の基本に関する国家行為である統治行為につき、法律上の争訟性を満たしていても、高度に政治性のある問題の場合は司法審査を行わないとされる。判例においては、最大判昭和34年12月16日刑集13巻13号3226頁(砂川事件)では、日米安保条約の合憲性につき、主権国としての存立の基礎に極めて重大な関係を有する高度の政治性を有するがゆえに、一見極めて明白に違憲無効と認められない限りは司法審査の対象とはならないと判示されている。また、最大判昭和35年6月8日民集14巻7号1206頁(苫米地事件)では、衆議院の解散についても、高度の政治性を有するがゆえに司法審査の対象外とされている。本問は、上記の内容に関する理解を問うものである。